府　令

○内閣府令第五十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年九月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第三号を削り、同条第四項中「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の三号を加える。

一　変更後の営業時間

二　前号の営業時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三　当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

第三十四条の五十五第一項中「第三項及び次条第二項において」を「以下」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第一項」の下に「、第三項及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　特定銀行代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について営業時間の変更をすることができる。

一　当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合

二　当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一　当該営業時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二　当該営業所又は事務所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

三　当該営業所の属する銀行その他の銀行代理業者の営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

第三十五条第四項に次の一号を加える。

五　特定銀行代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第三十四条の五十五第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。）

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第三号を削り、同条第四項中「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の三号を加える。

一　変更後の営業時間

二　前号の営業時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三　当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

第二十五条の三十四第一項中「第三項及び次条第二項において」を「以下」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第一項」の下に「、第三項及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　特定長期信用銀行代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について営業時間の変更をすることができる。

一　当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合

二　当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　特定長期信用銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一　当該営業時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二　当該営業所又は事務所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

第二十六条第四項に次の一号を加える。

五　特定長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第二十五条の三十四第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。）

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百条第二項に次の一号を加える。

五　特定信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百六十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

第百二十九条第三項第三号を削り、同条第四項中「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の三号を加える。

一　変更後の業務取扱時間

二　前号の業務取扱時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三　当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

第百六十一条第一項中「（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）」を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第一項」の下に「、第三項及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　特定信用金庫代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一　当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二　当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一　当該業務取扱時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二　当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一　当該業務取扱時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二　当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一　当該営業時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項第三号を削り、同条第四項中「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の三号を加える。

一　変更後の業務取扱時間

二　前号の業務取扱時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三　当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

第百一条第一項中「第三項及び次条第二項において」を「以下」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第一項」の下に「、第三項及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　特定信用協同組合代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一　当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二　当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一　当該営業時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）